

放送大学学園永年勤続者表彰規程

平成27年7月7日
放送大学学園規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、放送大学学園就業規則（平成15年放送大学学園規則第4号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、放送大学学園（以下「学園」という。）の職員（以下「職員」という。）に対する永年勤続者表彰（以下「表彰」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象職員)

第2条 この規程の適用対象となる職員の範囲は、放送大学学園職員人事評価実施規程（平成23年放送大学学園規程第1号）の適用を受ける者とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、行うものとする。

- 一 勤労感謝の日において、勤続期間が20年以上であり、かつ、勤務成績が良好である者
- 二 退職の日（死亡による退職を含む。）において、勤続期間が30年以上であり、かつ、勤務成績が良好である者
- 三 退職の日（死亡による退職を含む。）において、前号に掲げる者と同程度の勤続期間を有し、表彰するに足りる特別な事情があると認められる者

2 前項各号の表彰は、それぞれ1人につき1回に限り行う。

(表彰方法)

第4条 表彰は、理事長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて記念品を贈呈することができる。

(表彰の日)

第5条 表彰は、原則次の各号に掲げる日に行う。

- 一 第3条第1項第1号に該当する者 勤労感謝の日
- 二 第3条第1項第2号又は第3号に該当する者 被表彰者の退職の日

(勤続期間の計算)

第6条 第3条第1項各号に規定する勤続期間（以下「勤続期間」という。）の計算は、表彰の日の属する月までに職員として在職した期間のうち、放送大学学園職員退職手当規則（平成15年放送大学学園規則第10号。以下「退職手当規則」という。）第6条に規定する勤続期間の計算による在職期間とする。

- 2 退職手当規則第7条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間とみなされる期間は、第3条第1項各号に規定する勤続期間に通算する。
- 3 就業規則第29条の規定による減給又は停職の処分を受けた期間は、第1項の規定にかかわらず、勤続期間から除算する。
- 4 次の各号に定める期間は、第3条第1項各号に規定する勤続期間に通算することができる。
 - 一 学園の役員（非常勤の役員を除く。）であった期間
 - 二 放送大学学園期間業務・時間雇用職員就業規則（平成15年放送大学学園規則第5号）第2条に規定する期間業務職員から引き続き職員に採用された者の期間業務職員としての引き続いた在職期間

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月7日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に独立行政法人メディア教育開発センター（以下「旧センター」という。）に在職していた職員で、同センターの廃止により学園に身分を承継された職員が旧センター及び退職手当規則第7条第1項に規定する国等の機関に在職していた期間は、第3条第1項各号に規定する勤続期間に通算することができる。この場合において、勤続期間の計算は、第6条第1項から第3項までの規定を準用するものとする。

3 第6条第4項第2号に規定する期間業務職員には、平成23年3月7日改正前の放送大学学園日々・時間雇用職員就業規則（平成15年放送大学学園規則第5号）第2条に規定する日々雇用職員（以下「日々雇用職員」という。）及び旧センターの独立行政法人メディア教育開発センター臨時雇用職員就業規則（平成16年センター規則第14号）第3条に規定する臨時雇用職員（以下「臨時雇用職員」という。）を含むものとする。ただし、日々雇用職員又は臨時雇用職員として勤務し、退職した日から30日に満たない期間を経て日々雇用職員又は臨時雇用職員に採用された場合は、引き続き在職したものとする。